

令和4年度就業体験生（インターンシップ）実施要領

- 1 実施形態 水資源機構が実施する就業体験（インターンシップ）の実施形態は次のとおりです。
 - (1) 単一事業所体験型
ひとつの事業所において実習を行う就業体験
実地（対面）での実習を原則とします。
 - (2) 複数事業所体験型
複数の事業所においての実習を行う就業体験
実地（対面）での実習を原則とします。
- 2 就業体験期間 1週間（平日の5日間）を標準とします（5日間未満の短期、1週間以上の長期の就業体験を希望される方はご相談ください）。
- 3 就業体験内容 水資源機構が建設及び管理する施設に関すること。
詳細は別添資料「〇〇施設一覧」（PDF ファイル）参照。
- 4 対象者 大学院、大学、短期大学、専修学校、高等専門学校、高等学校に在籍し、工学系（土木、機械、電気、建築等）の学科を専攻している学生及び生徒。
- 5 日 当 当機構の規程に基づいて支給します。
- 6 交通費 当機構の規程に基づいて支給します。
- 7 保険等 実習中における実習生の傷害等、関係他者（施設、人物、財物等）に対する損害、損傷等により被る法律上の損害賠償を補償する保険（「学生教育研究災害障害保険」「インターンシップ等賠償責任保険」等）への加入を受入の条件とします。
- 8 申込み 就業体験申込書（ホームページからダウンロードしてください。）に必要事項をご記入いただき、担当者まで、メール等で送付をお願いします。学生本人からの直接申込みして頂いても結構ですが、事前に学校の許可を得てください。
当機構より問合せ等をさせていただく場合がありますので、就業体験申込書に学校担当者の氏名、連絡先等の記入をお願いします。
申込期限は設けていませんが、受付状況等によりご希望に添えない場合があります。
- 9 問合せ 不明な点や質問等がありましたら下記担当者まで問合せください。
- 10 担当者 〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2
独立行政法人水資源機構 技術管理室 技術調査課
電 話 : 048-600-6586（直通）
F A X : 048-600-6588
担 当 者 : 寺野 友行（てらの ともゆき）
E-mail : tomoyuki_terano@water.go.jp